

議案第 22 号

日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について

日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

日出町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町新型インフルエンザ等対策条例

第 1 条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「条例は、」の次に「新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、町、町民及び事業者の責務等並びに」を加え、「基づき、」を「基づく」に、「もの」を「ことにより、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために町が実施する対策を推進し、もって町民の生命及び健康を保護し、並びに安全で安心な町民生活を守ることを目的」に改める。

第 5 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「前各条」を「この条例」に、「新型インフルエンザ等対策本部」を「この条例の施行」に、「本部長」を「町長」に改め、同条を第 12 条とする。

第 4 条中「新型インフルエンザ等対策本部」を「対策本部」に改め、同条を

第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(町民及び事業者に対する支援)

第 11 条 町は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止のための措置が町民及び事業者に及ぼす影響の緩和を図るため、必要な支援を行うものとする。

第 3 条中「新型インフルエンザ等対策本部」を「対策本部」に改め、同条を第 9 条とする。

第 2 条の見出しを「(日出町新型インフルエンザ等対策本部の組織)」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策本部長」を「日出町新型インフルエンザ等対策本部長」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等対策副本部長」を「日出町新型インフルエンザ等対策副本部長」に改め、同条第 3 項中「新型インフルエンザ等対策本部員」を「日出町新型インフルエンザ等対策本部員」に改め、同条第 4 項中「新型インフルエンザ等対策本部」を「日出町新型インフルエンザ等対策本部 (以下「対策本部」という。)」に改め、同条を第 8 条とし、第 1 条の次に次の 6 条を加える。

(定義)

第 2 条 この条例において「新型インフルエンザ等」とは、法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

2 この条例において「新型インフルエンザ等対策」とは、法第 2 条第 2 号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。

3 この条例において「町民」とは、町民並びに町に滞在及び来訪をする者をいう。

4 この条例において「事業者」とは、町の区域内において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町内における新型インフルエンザ等の状況を常に把握するよう努め、状況の変化に応じて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する責務を有する。

(町民の責務)

第4条 町民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に努めなければならない。

2 町民は、町長の求めに応じて、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために実施する必要な調査その他の新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に関し、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮するとともに、新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、町長の求めに応じて、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために実施する必要な調査その他の新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

(患者、医療従事者等への配慮)

第6条 何人も、新型インフルエンザ等にかかっていること、かかっているおそれがあること等を理由にして、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下「新型インフルエンザ等患者等」という。）に対して、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下「差別的取扱い等」という。）及び誹謗中傷^{ひぼう}をしてはならない。

(1) 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

(2) 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

2 何人も、新型インフルエンザ等に関する情報の発信に当たっては、当該情報の正確性及び情報源を確認するとともに、当該情報を発信することにより生ずる影響を考慮するよう努めなければならない。

(知識の普及等)

第7条 町は、新型インフルエンザ等について、町民及び事業者の理解及び関心を深めることにより、町民及び事業者の不安の解消並びに新型インフルエンザ等の適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適切な情報の発信に努めなければならない。

2 町は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、差別的取扱い等及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等患者等の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の発生の状況に鑑み、患者等への差別的取扱い等を発生させず、まん延を防止する取組を進め、及び町民等への必要な支援を行うために、条例を改正したいので提出する。